

セルフプランによるサービス利用の流れ

① サービスの利用申請

市の障害福祉課（以下、市）にサービスの利用申請をします。

同時に、申請者が「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」を作成し、下記の書類を市に提出してください。

下記の様式については事前に作成してきていただいてもかまいませんが、申請の際に同時に記載することもできます。

- （様式 4-1）サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（セルフプラン）
- （様式 4-2）サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】（セルフプラン）

※計画案を作成するときの注意

- ・利用する事業所が決まっています、事業所と利用する曜日・時間帯の調整ができている場合には、様式 4-2 の【週間計画表】に利用する曜日・時間を記入してください。
- ・利用する事業所が決まっていない場合には、様式 4-2 の【週間計画表】に利用を希望する事業所名と曜日・時間を記入してください。この場合後日、必ず利用する事業名と利用する曜日・時間帯を障害福祉課に連絡してください。その結果により、障害福祉課において様式 4-2 の訂正を行います。

② 支給決定・受給者証の交付

支給が決定しましたら、受給者証と、様式 5-1「サービス等利用計画・障害児支援利用計画（セルフプラン）」、様式 5-2「サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】（セルフプラン）」の原本を送付いたします。

③ サービス提供事業者との契約

申請者は「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」に基づき、サービス提供事業者と利用に関する契約を行います。

④ サービスの利用開始

申請者は受給者証をサービス提供事業者に提示し、サービスを利用します。

セルフプランの場合にはモニタリングの必要はありません。